

令和4年度地方創生推進交付金事業
もみじ湖臨時駐車場管理システム構築等業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和4年度地方創生推進交付金事業 もみじ湖臨時駐車場管理システム構築等業務

2 目的

本事業は、紅葉スポットである箕輪町「もみじ湖」へ自家用車で訪れる観光客が利用する臨時駐車場において、駐車場内の車両誘導を行うとともに、スタッフによる車両誘導や、運転者への空き駐車区画の案内についてデジタル技術を用いて支援するシステムを構築し、もって、円滑な駐車場の利用による観光客の満足度を向上するとともに、渋滞の解消を目指すものである。本事業の業務委託にあたって、民間事業者の創意工夫を施策に活かすため、公募型プロポーザル方式でその実施案と価格を総合的に審査して業務委託候補者を選定して契約することとし、その詳細についてこの実施要領で定める。

3 業務内容

令和4年度地方創生推進交付金事業 もみじ湖臨時駐車場管理システム構築等業務仕様書（以下「仕様書」という）のとおり

4 業務委託候補者の選定方法

本業務の委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により、書類審査とともに企画提案プレゼンテーションを実施し、価格要素と非価格要素を総合的に評価し、最も優れた提案者を受託候補者とする。

5 募集の対象・応募資格

本プロポーザルの募集対象者は、箕輪町が補助事業として採択されている、令和4年度地方創生推進交付金事業『みのわの「知」と「しごと」の拠点拡大プロジェクト』の事業計画を踏まえ、東箕輪サテライトオフィスに拠点を置く進出企業と箕輪町内に本拠地を置く地元企業による共同企業体とする。

なお、共同企業体の構成企業は、次の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 箕輪町の指名停止を受けている期間中の者でないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者

6 参加表明の手続き等

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

- (1) 書類の交付は、箕輪町ホームページ (<https://www.town.minowa.lg.jp/>) からのダウン

ロードをもって交付するものとする。なお、直接配布・郵送は行わない。

(2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）2部（正本1部、副本1部）
- イ 会社概要書（様式2～2-2）2部（正本1部、副本1部）

(3) 提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和4年5月30日（月）午後5時まで
（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
【(注)箕輪町の休日を定める条例（平成元年11月7日条例第33号）第1条に規定する町の休日をいう。以下同じ。】
- イ 提出先 箕輪町役場商工観光課観光係 kankou@town.minowa.lg.jp 宛
- ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとする。
ただし、郵送の場合は提出期限までに商工観光課観光係に到達したものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達の確認を電話で6（3）②の担当者に確認すること。

(4) 応募資格要件の審査

(2) のア参加表明書の提出があった者については、応募資格要件の審査を行い、応募要件を満たしていないと認められるときは、その旨及び理由を令和4年6月3日（金）までに通知する。なお、審査結果に関しての不服申立ては受け付けない。

7 質問及び回答

以下の手順により受付けるものとする。

(1) 質問方法

- ア 質問書を電子メールで送付すること。
- イ 電子メールの件名は「もみじ湖臨時駐車場管理システム構築等事業プロポーザルに関する質問」とすること。
- ウ 電子メール本文に質問者の事業所名、所在地、部署名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを署名すること。

(2) 質問書の様式

- ア 質問書（様式3）を「PDF形式」に変換して添付ファイルとすること。
- イ 企画提案書の審査に係る質問には回答しない。

(3) 提出期限

令和4年6月3日（金）午後5時まで

(4) 電子メールアドレス

kankou@town.minowa.lg.jp

(5) 回答方法

箕輪町ホームページに随時掲載する。

(6) 回答期日

随時回答。期限は、令和4年6月6日（月）午後5時まで

8 企画提案書等の提出

審査対象者は、仕様書及び提案書作成要領に基づき、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

提案書作成要領に規定する書類

(2) 提出期間

公告日から令和4年6月10日（金）午後5時まで

(3) 提出場所

箕輪町役場商工観光課観光係

(4) 提出部数

ア 提案書8部（提案書作成要領2（4）による。）

イ 提案書の電子データ（PDF形式・CD-R）1部

(5) 提出方法

土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までに持参又は郵送（郵送の場合は（2）の提出期限までに必着とし、書留郵便に限る）。

提出する提案は1案のみとする。

9 プレゼンテーションについて

提案内容の詳細や不明点を把握するために実施する。なお、企画提案書を提出した者が1者の場合は、プレゼンテーションは行わず、企画提案書の審査により委託候補者を決定するものとする。

(1) 日時（予定）

令和4年6月15日（水）午前9時30分から

※時間については、決定次第電子メールにより通知する。

(2) 場所

箕輪町役場3階 講堂

(3) 提案者参加人数

3人以内

(4) 所要時間

準備5分、説明20分、質疑応答10分、機器等の撤去5分の合計40分以内とする。

(5) その他

次の事項に留意すること。

ア プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、その他必要な機器類は全て提案者が用意すること。機材の不具合・故障等によるプレゼンテーション時間の延長及び説明のやり直しは認めない。

イ プレゼンテーションにおける当日の質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

ウ 提案者には、参加報酬等は支払わない。

10 業務委託候補者の選定、結果通知（予定）

プロポーザル提案審査会又は、企画提案書の審査による業務委託候補者を選定後、令和4年6月17日（金）までに選定過程を箕輪町ホームページへ掲載する。

11 審査・選定

（1）審査

令和4年度地方創生推進交付金事業もみじ湖臨時駐車場管理システム構築等業務企画提案審査要領により、審査を行う。

- ア 6（2） 会社概要書様式2の内容
- イ 8 企画提案書等の内容
- ウ 9 プレゼンテーションと質疑応答の実施

（2）審査結果の通知

審査結果は、受託候補者のみ連絡する。なお、審査結果に関しての不服申立ては受け付けない。

12 無効・プロポーザルの辞退

（1）無効提案

次に該当する提案は無効とする。

- ア 前記5の応募資格要件を満たさない者が行った提案
- イ 「参加表明書を提出した日」から「審査委員会において選考が終了するまで」の間に箕輪町に対し不正な接触を行った者が行った提案
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書作成要領に違反する表現をした者が行った提案

（2）プロポーザルの辞退

参加表明書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、様式4により辞退届を提出すること。なお、提案書等の提出期限に遅れた者については本プロポーザルを辞退したものとみなす。

13 業務受託候補者選定後の手続き等

（1）契約手続

箕輪町と本業務委託に係る仕様書を協議し、確定させた上で受注者と箕輪町が委託契約を締結する。

また、箕輪町財務規則第117条の2第1項第1号に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から見積書を徴取し、上限価格の範囲内であることを確認して契約書を取り交わすものとする。なお、提案書内で追加提案があった場合で、審査委員会の協議で不要であると判断した案に係る見積額は見積書から除くことができることとする。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において合計評価値が次点の候補者と協議することとなる。

14 提案書等の取扱い

- (1) 受け付けた後の提案書の訂正及び再提出は認めない。
- (2) 提出された提案書等は複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された全ての提案書等は返却しない。なお、提案書等は、契約に至った場合に使用する他は、本プロポーザルの審査以外には使用しないものとし、箕輪町の文書取扱規程等に従い責任を持って管理・破棄を行う。
- (4) 提案書等のために作成した資料や箕輪町から受領した資料は、町の許可なく公表又は使用することは出来ない。
- (5) 提案書等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案業者に帰属する。
- (6) 提案書等の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められたものを除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。この場合において、著作物の使用に関する責任は、使用した提案業者に全て帰属する。

15 スケジュール

- (1) 参加表明書の提出期限 令和4年5月30日(月)午後5時
- (2) 質問受付締切 令和4年6月3日(金)午後5時
- (3) 質問に対する回答 随時 ※期限は、令和4年6月6日(月)午後5時まで
- (4) 企画提案書等の提出期限 令和4年6月10日(金)午後5時(必着) ※持参又は郵送
- (5) プレゼンテーション 令和4年6月15日(水)午前9時30分から
- (6) 審査結果通知 令和4年6月17日(金)までに受託候補者のみ連絡
- (7) 契約締結及び事業開始

16 プロポーザルの中止等について

やむを得ない理由により、プロポーザル実施することができないと認められる場合は、中止することがある。なお、この場合において、当該プロポーザルに要した費用を箕輪町に請求することはできない。

17 契約に関する事項

この契約については、箕輪町財務規則に従うものとする。

18 その他

- (1) プロポーザルにかかる費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 応募、企画提案書等の提出及び問合せ先

〒399-4695

長野県上伊那郡箕輪町中箕輪10298 箕輪町役場商工観光課観光係

電話：0265-79-3171(直通)

FAX：0265-79-0230

E-mail：kankou@town.minowa.lg.jp

担当：平澤 昌輝